

飯能市森林認証協議会 S G E C ー 共通認証マニュアル

計画期間

自 平成30年11月 1日

至 平成35年10月31日

(第1回改訂 平成31年 1月18日)

(第2回改訂 令和 元年11月 1日)

飯 能 市 森 林 認 証 協 議 会

承認	作成

目 次

I 飯能市森林認証協議会規約等・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～ 18

II 飯能市森林認証協議会森林管理計画書・・・・・・・・・・・・19～ 29

- 1 概要
- 2 森林管理方針
- 3 認証森林の概況とその取扱い
- 4 森林経営
- 5 モリタリング調査
- 6 労働力と安全管理
- 7 社会的責務
- 8 林内安全確保、不法投棄等への対策
- 9 認証生産物の販売に関する管理
- 10 情報公開

III 各種マニュアル一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30～ 41

- 1 S G E C 認証生産物取扱いマニュアル
- 2 施業実施仕様書
- 3 モニタリング実施要領
- 4 希少動植物保護マニュアル

改訂履歴

版数	改訂日	改訂内容
第1版	2018.11. 1	-
第2版	2019. 1.18	別添新旧対照表のとおり
第3版	2020. 1. 9	森林面積 204.11 h a 追加、構成員 3 名脱退、4 名加入 出荷証明書

飯能市森林認証協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、飯能市森林認証協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、環境に調和した持続可能な森林管理と森林資源の循環利用の促進を図るとともに、認証森林から産出された認証材を認証市場、認証製材・加工工場を通じて製品化した木材を消費者に確実に届けることを通じて、環境・品質に関心を持つ市民・消費者の選択的な購買を促し、西川材の需要拡大を進めることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林認証制度の普及啓発に関すること。
- (2) 森林認証の取得・管理に関すること。
- (3) 森林認証材の利用拡大に関すること。
- (4) その他協議会の目的に必要な事項

第2章 会員

第4条 協議会を構成する会員（以下「会員」という。）は、協議会の目的に賛同し、事業に協力する次の者で組織する。

- (1) 第2条の目的に賛同する森林所有者
 - (2) 第2条の目的に賛同する素材生産を営む事業体
 - (3) 第2条の目的に賛同する製材業を営む事業体
 - (4) 第2条の目的に賛同する木材加工業を営む事業体
- 2 入会に当たっては、会長の承認を受けるものとする。
- 3 会員は、毎年度、総会で定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、総会において会員の中から選任する。

- 2 副会長及び監事は、総会において会員の中から選任する。
- 3 幹事は、会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、その職務を代行する。

3 幹事は、協議会の目的を円滑に進めるため、必要な業務を執行する。

4 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会及び幹事会

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

2 総会の議長は、会長が当たるものとする。

3 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。

4 総会は、書面により開催することができる。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 毎年度の事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要事項

(総会の議決)

第11条 総会の議決は、出席会員と委任状の数を合わせた数の過半数をもって決する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第12条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

3 幹事会は、第3条に定める事業の執行に関する企画、立案を行うとともに、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること。

第5章 事務局、部会及びオブザーバー

(所在及び事務局)

第13条 協議会の事務局は、西川広域森林組合(飯能市大字阿須343番地1)に置く。

(部会)

第14条 協議会は、第2条の目的を達成するため、FM部会、COC部会を置く。

2 FM部会の構成員は、第4条第1項第1号に該当する者をもって構成する。なお、部会長は会長が指名する。

3 COC部会の構成員は、第4条第1項第2号から第4号までに該当する者をもって構成する。なお、部会長は会長が指名する。

(オブザーバー)

第15条 協議会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができるものとし、会長が指名する。

第6章 事務局及び部会の業務

(事務局の業務)

第16条 事業の適正な執行を行うため事務局長を置く。

- 2 事務局長は会長が指名し、認証管理責任者とする。
- 3 事務局長は、FM管理及びC o C管理に責任を持ち、次の業務を行う。
 - (1) 認証機関との申請及び契約に関すること。
 - (2) FM認証グループマニュアル類及びC o C統合事業体マニュアル類の作成に関すること。
 - (3) FM認証グループ及びC o C統合事業体業務を統括し、改訂された新しいSGECガイドラインの提供等認証基準の遵守を指導、指示すること。
 - (4) 記録の保持に関すること。
 - (5) 認証基準の不適合事項の改善に関すること。
 - (6) 会員への内部監査に関すること。
 - (7) 会員の入会及び脱退、除名に関すること。
 - (8) 協議会活動の公表、広報に関すること。
 - (9) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(部会の業務)

第17条 部会は、次の業務を行う。

- (1) FM部会
 - ア 森林認証基準等を遵守した森林管理を行うこと。
 - イ 収穫物の販売に関すること。
 - ウ 事務局長からの文書の収受に関すること。
 - エ 業務内容及び認証森林の異動等に係る事務局長への報告に関すること。
- (2) C o C部会
 - ア C o C認証基準等を遵守した認証林産物の分別管理を行うこと。
 - イ 認証林産物の販売に関すること。
 - ウ 事務局長からの文書の収受に関すること。
 - エ 業務内容及び認証範囲の異動等に係る事務局長への報告に関すること。

第7章 脱退及び除名

(脱退勧告)

第18条 会員が協議会の目的及び事業実行に従わず、名誉を汚す行為等があった場合は事務局長が会長に諮り、会長は会員に脱退勧告することができる。

(除名)

第19条 会員が協議会の名誉を著しく損なう行為があった場合及び前条の脱退勧告に従わない場合は、総会に諮り、会長は除名することができる。ただし、該当する会員には理由を付して通知し、希望すれば弁明の機会を与えなければならない。

(権利の喪失)

第20条 協議会を脱退した者及び除名された者は、会員としての一切の権利を失うものとする。

第8章 文書管理

第21条 認証管理責任者は、保存文書一覧表を作成し、次により管理する。

- (1) 保存文書一覧の原本を管理し、常に最新のものを維持すること。
- (2) マニュアル類の更新があった場合は、速やかに会員に配付すること。
- (3) 管理文書を情報公開すること。

第9章 会計

(経費)

第22条 協議会の運営に要する費用は、会費及び事業収入等をもって充てる。

2 会費については、別に定める。

(事業年度)

第23条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第10章 補足

(その他)

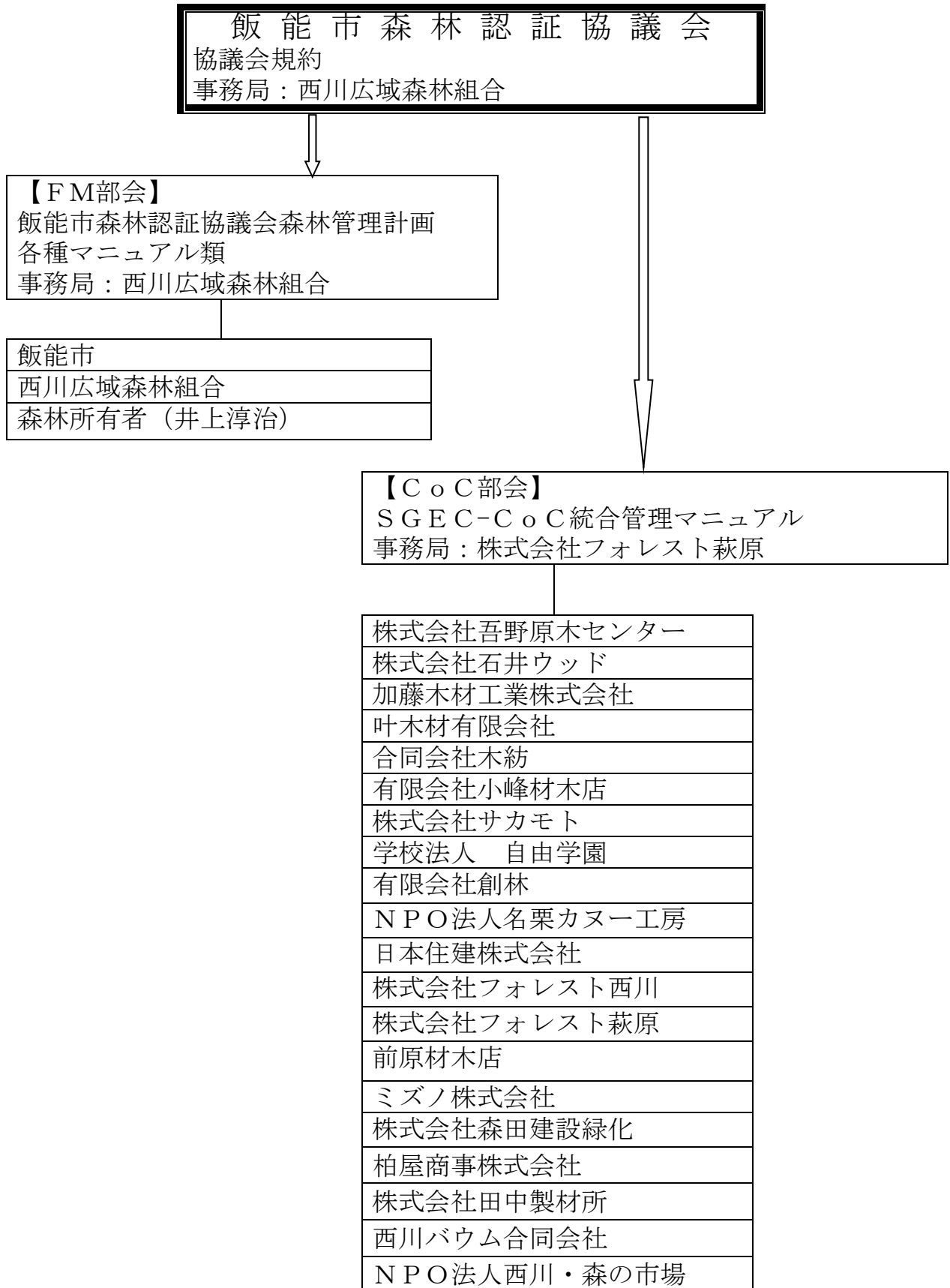
第24条 この規約に定めのない事項のほか、協議会運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年6月26日から施行する。

別紙2（協議会規約第13条及び第14条関係）

飯能市森林認証協議会 組織図



別紙3（協議会規約第4条関係）

飯能市森林認証協議会 入会資格チェック

申請者名		
申請日	年	月 日
【チェック項目】		
1 埼玉県飯能市内に森林を所有し、又は管理していること。	<input type="checkbox"/> (はい)	<input type="checkbox"/> (いいえ)
2 入会に必要な文書、記録があること。	<input type="checkbox"/> (はい)	<input type="checkbox"/> (いいえ)
3 S G E Cの原則と基準及び飯能市森林認証協議会作成の規約、マニュアル類を遵守し、定められた責務を果たすことができると認められること。	<input type="checkbox"/> (はい)	<input type="checkbox"/> (いいえ)
4 審査に必要な経費を支払うことができること。	<input type="checkbox"/> (はい)	<input type="checkbox"/> (いいえ)
5 その他 ()	<input type="checkbox"/> (はい)	<input type="checkbox"/> (いいえ)

会長	事務局長	担当者

別紙4（協議会規約第21条関係）

保 存 文 書 一 覧

管理 No	文 書 名	保管場所	保管期限
1	飯能市森林認証協議会規約	事務局	10年
2	入会申請書（様式第1号）、規約等遵守誓約書（様式第2号）、入会承認書（様式第3号）（写）	事務局	10年
3	脱退届出書（様式第4号）、脱退承認書（様式第5号）（写）、除名通知書（様式第6号）（写）	事務局	10年
4	内部監査規程	事務局	5年
5	内部監査調書（様式第7号及び様式第8号）	事務局	5年
6	是正処置回答書（様式第9号）	事務局	5年
7	協議会FM認証グループ名簿、組織図	事務局	5年
8	飯能市森林認証協議会森林管理計画	事務局、会員	5年
9	FM認証グループ管理図面	事務局	5年
10	SGEC認証生産物取扱いマニュアル	事務局、会員	5年
11	施業実施仕様書	事務局、会員	5年
12	モニタリング実施要領	事務局、会員	5年
13	希少動植物保護マニュアル	事務局、会員	5年
14	協議会COC認証グループ名簿、組織図	事務局	5年
15	飯能市森林認証協議会SGEC-COC統合事業体管理マニュアル	事務局、会員	5年
16	各社の管理手順書	事務局、会員	5年
17	森林管理巡視報告書（様式第10号）	事務局、会員	5年
18	作業完了時巡視報告書（様式第11号）	事務局、会員	5年
19	資源モニタリング調査票（様式第12号）	事務局、会員	5年
20	生物多様性モニタリング調査票（様式第13号）	事務局、会員	5年
21	認証林産物産地・出荷証明書（様式第14号）	事務局、会員	5年
22	認証材供給者管理台帳（様式第15号）	事務局、会員	5年
23	認証書配布管理台帳（様式第16号）	事務局、会員	5年
24	SGECロゴマーク使用管理台帳（様式第17号）	事務局、会員	5年
25	SGEC教育・研修記録簿（様式第18号）	事務局、会員	5年
26	苦情処理簿（様式第19号）	事務局、会員	5年

様式第1号（協議会規約第4条関係）

年 月 日

飯能市森林認証協議会長 様

住 所
団体名
責任者

印

飯能市森林認証協議会 入会申請書

この度、飯能市森林認証協議会に入会したいので、必要書類を添えて申請します。

・添付書類

【FM】

- 1 森林認証協議会規約等遵守誓約書（様式第2号）
- 2 森林管理計画（森林経営計画）及び図面
- 3 除外森林説明書

【C o C】

- 1 森林認証協議会規約等遵守誓約書（様式第2号）
- 2 業務概要
- 3 組織図（本社、工場、営業所等の住所・業務）
- 4 配置図
- 5 外部委託・下請の有無

様式第2号（協議会規約第4条関係）

年 月 日

飯能市森林認証協議会長 様

住 所
団体名
責任者

印

飯能市森林認証協議会規約等遵守誓約書

飯能市森林認証協議会に入会するに当たり、SGECが定める基準・指標及び飯能市森林認証協議会規約を含む協議会が定める各種マニュアル類（FMはFM森林管理、COCは統合COC管理マニュアル）を遵守することを誓約します。

なお、本誓約書の期間については、認証期間（5年）に準じます。

ただし、この期間が満了する1か月前までに文書により異議を申し立てないときは、さらに5年間延長するものとし、その後についても同様とします。

様式第3号（協議会規約第4条関係）

年 月 日

団体名
責任者

様

飯能市森林認証協議会長

飯能市森林認証協議会 入会承認書

年 月 日付けの入会申請について審査した結果、飯能市森林認証協議会規約第4条により、本会への入会を承認します。

様式第4号（協議会規約第16条関係）

年 月 日

飯能市森林認証協議会長 様

団体名
住 所
責任者

印

飯能市森林認証協議会 脱届出書

このたび、飯能市森林認証協議会から脱退したいので、届け出ます。

様式第5号（協議会規約第16条関係）

年 月 日

団体名
責任者

様

飯能市森林認証協議会長

飯能市森林認証協議会 脱退承認書

年 月 日付けの脱退届出について審査した結果、飯能市森林認証協議会規約第16条の規定により、本会からの脱退を承認します。

なお、SGECの名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類を速やかに認証管理責任者に返却してください。

様式第6号（協議会規約第19条関係）

年 月 日

団体名
責任者 様

飯能市森林認証協議会長

飯能市森林認証協議会 除名通知書

飯能市森林認証協議会規約第19条の規定により、本会から除名します。
除名理由については、次のとおりです。

なお、SGECの名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類を速やかに認証管理責任者に返却してください。

記

除名理由

内 部 監 査 規 程

1 趣旨

この内部監査規程は、飯能市森林認証協議会規約第16条第3項第6号に定める構成員の年次内部監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 内部監査手順

- (1) 協議会事務局は内部監査を計画し、全ての構成員に対して年次内部監査を実施し、その記録（FMは様式第7号、COCは様式第8号）を保持する。
- (2) 会長は、この監査を的確に実施するために、内部監査を担当する監査員を指名して、監査員に対して必要な教育・研修を行う。

3 是正事項の管理

- (1) 会長は、監査員によって是正事項が指摘され、その報告を受けた場合には、当該構成員に同是正処置を要求するとともに、監査員に対して是正処置及びそのフォローアップについて監査の実施を要請する。監査員は、当該是正処置に対する処置の確認が取れた場合には、その結果を是正処置回答書（様式第9号）で会長に報告する。
- (2) 会長から内部監査の結果に基づく是正処置要求を受けた構成員は、同要求に対して真摯に改善を行い、フォローアップ監査を受け入れて確認監査を受けなければならない。
- (3) 是正処置要求を受けた会員が、内部監査の結果に基づく是正処置要求に対し必要な是正処置を講じず、その意思が認められない場合には、会長は同会員に対して協議会からの脱退勧告をすることができる。

4 クレーム処理

監査員は、会員の森林管理活動に対して外部などから苦情があった場合の処理について、その対応を監査する。

5 内部監査の報告

監査員は、内部監査の結果を会長へ報告し、必要な場合はその見直し等を検討する。

附 則

監査の時期は、毎年の審査前とする。

様式第7号（監査規程2（1）関係）

S G E C - F M 内部監査調書

監査日時	
会員名	
監査方法	①書類監査 ②聞き取りによる監査
監査員	⑨

会長	副会長	副会長

【内部監査結果】

監査事項	監査結果	コメント
認証管理体制の整備及び管理責任者の職務	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
従業員へのマニュアル類の指導研修	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
従業員（外部委託があれば委託先従業員）への安全教育	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
外部委託時の施業実施仕様書における通知	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
施業実施状況（各種マニュアル類の遵守状況）	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
モニタリング（作業後・巡視・定点）結果	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
認証材の管理状況（非認証材との分別管理）	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
S G E C 主張、ロゴマークの使用管理状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
森林被害（病虫害、気象害、火災等）	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
苦情の有無	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	

【監査結果報告（是正箇所等）】

--

【監査結果報告について認証管理責任者コメント】（ 年 月 日）

--

様式第8号（監査規程2（1）関係）

SGEC-COC内部監査調書

監査日時	
会員名	
監査方法	①書類監査 ②聞き取りによる監査
監査員	⑨

会長	副会長	副会長

【内部監査結果】

監査事項		監査結果	コメント
SGEC-COC ガイドライン	統合事業体管理マニュアル の遵守状況（理解度等）	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	自社の管理手順書の遵守状況 （理解度等）	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
規程等	内部監査規程の周知、実施状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	マネジメントレビュー	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	認証材の管理状況（非認証材と の分別管理）（製品と書類）	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	SGEC主張、ロゴマークの使 用管理状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	苦情等の処理状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
管理体制	認証管理責任者の職務 （理解度、実施状況）	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	
	委託・下請負業者の管理	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり	

【監査結果報告（是正箇所等）】

--

【監査結果報告について統括認証管理責任者コメント】（ 年 月 日）

--

様式第9号（監査規程3（1）関係）

是 正 処 置 回 答 書

飯能市森林認証協議会長 様

再監査日時	
監査員	
被監査構成員名	
不適合内容	
是正処置責任者	
是正処置完了日時	
是正処置内容	
是正処置に対する評価 (内部監査員コメント)	
年 月 日	
監査員	
Ⓜ	